

**市営地下鉄駅構内等に設置する飲料自動販売機の
設置者選定のための郵送型入札の実施要領**

平成27年12月

神戸市交通局

<入札参加を検討される方へ>

今回の入札では、市営地下鉄駅構内等に設置する145台の自動販売機が対象となります。

本要領の内容をよく理解したうえ、落札後の辞退や契約期間中の撤退のないよう計画的にご参加ください。

複数の物件に入札参加することはできますが、落札者の都合で契約にいたらなかった場合、契約期間途中において契約解除された場合には、神戸市交通局が実施する今契約期間内の自動販売機にかかる入札への参加をお断りします。当初の自動販売機設置及び契約期間中の自動販売機の保守運営にかかる体制の確保など、複数の物件に入札する場合は特に、事前に十分検討したうえご参加いただきますようお願いいたします。

目 次

1	自動販売機設置業者選定から設置までのフロー図	2
2	入札から契約・自販機設置までの概略手順	3
3	入札参加者の資格要件	4
4	設置に当たっての条件（全物件共通）	5
5	入札の手続きの詳細	9
6	契約の手続き	12
7	落札者がなかった場合等の随意契約	13
8	賃貸借契約書（標準書式）	15
9	参考資料	19
	① 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(抜粋)	
	② 平成 27 年度神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準（抜粋）	
10	様式等	24
	①様式 1 入札参加申込書兼誓約書・同記入例	
	②様式 2 入札参加申込グループ番号一覧	
	③様式 3 委任状・同記入例	
	④質問票	
	⑤様式 4 市有不動産借用願兼誓約書（随意契約用）・同記入例	
	⑥宛名ラベル	
11	物件調書・入札に関するグループ番号表・設置場所図面	33

飲料自動販売機設置者選定のための郵送型入札実施要領

1 自動販売機設置業者選定から設置までのフロー図

入札実施要領の配布

12月22日(火)午前9時配布開始



入札参加申込(持参または郵送)

1月21日(木)午後5時必着

質疑の受付(E-mailのみ)

1月12日(火)まで受付



入札書用紙等の発送(神戸市交通局→参加申込者)

1月27日(水)(予定)



入札の受付(郵送または持参)

2月8日(月)~2月10日(水)午後5時必着



開札 2月16日(火)

落札者の決定



賃貸借契約の締結および保証金納付

(3月中)



自動販売機の設置 4月1日(金)~



前期賃料の納付

4月1日(金)~4月28日(木)

2 入札～契約・自販機設置の概略手順

(1) 入札参加申込（詳細 ⇒ P 9 の(1) 入札参加申込書の送付）

入札は145物件を8グループ（グループA～H。以下「グループ番号」という。）に分け、グループ番号毎に入札を行います。グループ番号は、入札に関するグループ番号表で確認してください。

入札参加希望者は、入札参加書類を**特定記録郵便で郵送**してください。複数のグループ番号の入札に参加することも可能です。

① 申込期限

平成28年1月21日(木)午後5時まで（必着）

② 送付先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市役所 交通局営業推進課

※ 直接持参される場合は、市役所3号館4階 神戸市交通局営業推進課までお越しください。受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土・日曜・祝日、12月29日～1月3日除く)です。

③ 入札参加書類

㊦入札参加申込書兼誓約書（様式1、P25）

グループ番号ごと1枚

㊧平成27年12月1日以降発行の印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

原本1通

㊨法人のみ 平成27年12月1日以降発行の登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕

原本1通

㊩代理人による入札及び契約を希望する場合のみ 委任状（様式3、P28）

グループ番号ごと1枚

㊪複数グループ番号に入札希望する場合のみ

参加申込グループ番号一覧（様式2、P26）

④ 質疑の受付

申込期間中、平成28年1月12日(火)までE-mailでのみ本件に関する質問を受け付けます（質問票はP29を使用してください）。各施設に関する詳細の質問も神戸市交通局営業推進課で対応しますので、各駅等への直接の電話等は行わないこと。回答は、随時質問者に対してするとともに、1月18日(月)に全質疑応答をホームページに掲載します。（質問のない場合は掲載いたしません）

質問を受け付けるE-mailアドレス：shisan@office.city.kobe.lg.jp

なお、この質疑応答をもって、本要領の補完、追加といたします。

(2) 入札書用紙等の発送（詳細 ⇒ P 10 の(2) 入札書用紙等の発送）

入札参加申込を受付後、申込みのあったグループ番号の入札書用紙と入札書を封入する専用封筒を神戸市交通局から送ります。

(3) 入札（詳細 ⇒ P 1 0 の (3) 入札の方法）

① 入札期間

平成 2 8 年 2 月 8 日(月)～2 月 1 0 日(水)午後 5 時必着

② 送付先

〒 6 5 0 - 8 5 7 0

神戸市中央区加納町 6 丁目 5 - 1

神戸市役所 交通局営業推進課

※ 直接持参される場合は、市役所 3 号館 4 階 神戸市交通局営業推進課までお越しください。受付時間は、午前 9 時～1 2 時、午後 1 時～5 時(土・日曜除く)です。

③ 入札書類

専用封筒に封入・封かんした入札書を別の封筒に入れて特定記録郵便で郵送してください。

(4) 開札（詳細 ⇒ P 1 1 の (4) 開札）

① 開札日時 平成 2 8 年 2 月 1 6 日(火) 1 3 : 3 0 開始

② 開札場所 神戸市役所 3 号館 3 階 交通局大会議室

③ 開札結果の通知 2 月 1 8 日 (木) (予定) に入札者全員に結果を発送

(5) 設置場所の賃貸借契約の締結（詳細 ⇒ P 1 2 の **6 契約の手続き**）

落札者に、神戸市交通局から連絡しますので、契約にかかる手続きをしてください。契約の期間は平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間とします。(更新なし)

(6) 保証金の納付

保証金は、**月額賃料の 3 か月分** (落札金額×3) です。契約の手続きと並行して、神戸市交通局から納付書が交付されますので、納付期限までに納めてください。

(7) 自動販売機の設置

現在設置の自動販売機は 2 8 年 4 月 1 日(金)以降に順次、撤去します。落札者は原則として **2 8 年 4 月 1 日(金)以降**に、神戸市交通局の指示のもとに自動販売機を設置してください。賃料は交通局の指示する設置指定日から発生することになります。設置月の賃料は日割り計算 (円未満切捨て) により納めていただきます。(5 年後の 3 3 年 4 月 1 日以降の撤去日までも同様に賃料等が発生します)。日割り賃料については、既存の販売売上の合計から落札価格の割合 (落札率) を計算し、各自販機ごとの平均日額売上に落札率を掛け合わせたものの合計とします。

(8) 賃料納付

神戸市交通局から送付される納付書で納めてください。原則として、毎年度、年 2 回、前期分は 4 月 3 0 日、後期分は 1 0 月 3 1 日が納付期限になります。

3 入札参加者の資格要件

次の (1)～(3) の要件をすべて満たす法人または個人に限り入札に参加することができます。

(1) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること

① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない

- ② 破産者で復権を得ない
 - ③ 国税又は神戸市税の未納がある
- (2) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者(いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。)であること
- ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
 - ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
 - ③ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
 - ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき
- (3) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(P19に抜粋掲載)第5条に該当する者)に該当しないこと

4 設置にあたっての条件(全物件共通)

物件ごとの条件については、P33以降の物件調書で確認してください。

(1) 大きさ

設置する自動販売機の大きさは物件調書に示した設置場所の大きさの範囲内とします。(現状の大きさと異なっている箇所もありますのでよく確認してください。大きさには容器回収箱設置部分を含みません)自動販売機本体の実際の設置にあたっては、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください。(特に商品補充、メンテナンスのための扉開閉等に、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください)

容器回収箱については、落札者の責任において神戸市交通局の指示に従い設置・管理してください。(設置場所図面の緑の箇所が基本的な設置場所となります。また特段の支障がない限り現在設置されている回収箱を使用することは認めます)また複数台が並んでいる箇所(グループA・B・C)については、「入札に関するグループ番号表」の「容器回収箱管理」に記載するグループの落札者が責任をもって設置、回収、管理してください。

自動販売機及び駅施設等の保護のため、設置場所に金属枠等が設置されている場合、自動販売機の設置にあたっては、その枠内に設置してください。また、設置を予定している機種で支障がないかどうか、設置場所の確認をしてください。

(2) 販売品目

アルコール飲料を除く飲料。

(3) 機能・性能

- ① (グループ番号Dのみ) 災害発生時に自動販売機の飲料を出すことができる販売機とします。また災害発生時に神戸市交通局が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内(グループ番号Dのみ)の全ての飲料を無償で提供すること。
落札者は別途、神戸市交通局との間で災害対応型自動販売機設置に関する協定書を締結していただきます。自動販売機には災害時対応型の自動販売機であることを自動販売機本体に表示してください。(表示文言・方法は設置者側で準備を行い、設置前に神戸市交通局の承認を得ること) またこれにかかる費用は全て落札者の負担とします。
- ② (グループ番号Eのみ) PiTaPa 決済が可能なICカード対応の自動販売機とします。設置当初より PiTaPa 対応の販売機を設置することとし、契約途中からの設置等は認めません。
- ③ グループ番号E以外のグループにおいて、ICカード対応の自動販売機を設置する場合には、PiTaPa 決済の利用が可能であること。
- ④ 全ての自動販売機について、契約締結前に自動販売機の高さ、性能に関する資料を提出すること。

(4) 貸付価格

落札金額

(5) 販売価格

標準小売価格を上回らないこと。

(6) 電気メーター(電力使用量計測用子メーター)の設置および電気代

設置する自販機の電力使用量を計測する子メーターの設置は設置者の負担とします。自動販売機の設置後、神戸市交通局の指示に従い設置すること。子メーターを設置しない場合及び駅施設等の構造上設置が不可能な場合は定額で電気代相当額として、1台あたり3,800円/月(税抜)を負担いただきます。(ただし、子メーターを設置した場合においても電力供給元により電気料金単価が異なるため、上記金額より高額の場合があります。また箇所によって当局外郭団体より電気代の請求を行う場合があります)。

(7) 設置及び撤去

- ① 設置者の負担により行ってください。設置にあたっては、安全性に問題がないか、据付面を十分に確認するとともに、転倒防止対策も行ってください。また作業当日の段取りについては、事前に神戸市交通局と調整してください。
- ② 容器回収箱については、神戸市交通局の指示に従い設置してください。(特段の支障がない限り現在設置されている回収箱を使用することは認めます)
- ③ ホーム階へ自動販売機を設置する場合、付随して設置する容器回収箱は自動販売機に固定してください。容器回収箱が自動販売機に隣接していない場合は、神戸市交通局の指示に従い固定してください。
- ④ 契約期間中であっても、設置箇所を交通局事業に必要とするとき、またはその他の事由により、予告のうえ本契約を解除または物件の位置を交通局が指定する場所に変更することができるものとし、設置条件等が変更されることに対し異議を申し立てることはできません。

⑤ 契約期間中に設置者の都合による契約解除があった場合、該当する自動販売機については契約解除後確実に撤去していただきます。

(8) その他必要経費等

自動販売機の維持管理等にかかる一切の費用及び自動販売機の運転に必要な光熱水費等については設置者の負担とします。なお、入札に先立ち現地調査のため改札内へ立ち入る場合は、乗車券を必ず購入してください（たとえ、駅間移動がなく一の駅のみであったとしても、乗車券が必要です）。

(9) 販売品の搬入搬出

販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間帯、経路、方法等については、神戸市交通局の指示に従ってください。

(10) 商品の補充、機械の保守管理、使用済み容器の回収等

在庫管理、商品補充、金銭管理及び機械故障時の対応等設置機械のオペレーション及び使用済み容器の回収・リサイクルはすべて設置者が対応してください。容器の回収頻度は季節等により異なるため、神戸市交通局の指示に従い回収を行ってください。また、臨時的な回収についても神戸市交通局の指示に迅速に従ってください。

自動販売機内部・外部及び設置場所周囲の清掃を設置者の負担により行ってください。

商品補充や容器回収時に駅施設等を汚損した場合は、設置者の負担により確実に清掃を行い復旧してください。

(11) 維持管理に関する責任等

① 自動販売機の故障や問合せ、苦情については、設置者の責任において迅速に対応してください。また、自動販売機に故障・返金処理等に関する連絡先（管理者名・住所・電話番号は最低限必ず記載すること）を明記してください。

明示場所は、現金投入口の近辺とし、大きくわかりやすく表示してください。

また、連絡先以外の注意書きとして「故障が発生した場合は表記の連絡先にご連絡ください。ご返金は弊社担当者がご訪問させていただくか、若しくは郵送にて対応いたします。」等の趣旨の表記を必ずおこなってください（先の表示は一例であり、文言は管理者側で決定すること）。その表示の後に必ず「駅では自動販売機の取扱はできません。駅窓口への問い合わせはしないようお願いいたします。」との文言を掲示してください。

② 神戸市交通局は、交通局の責によることが明らかな場合を除き盗難事故や破損事故等に関しては、一切の責任を負いません。

③ 容器回収箱はテロ防止の観点から、外側から内部が容易に確認できるよう前面が透明なものとし、常に内容物が判別できるように設置者は維持管理を行ってください。設置者は容器回収箱設置前に神戸市交通局の承認を得てください。

④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行ってください。

(12) 自動販売機本体の入替を実施する場合は、14日以上前に神戸市交通局へ申請を行い、その指示に従い行ってください。

(13) 自動販売機の前面・側面等を使用して広告事業を行うことはできません（当該自動販売

機販売商品のPR並びにキャンペーン等を除く)。

- (14) 設置自動販売機に関わらず、自動販売機に関する事件・事故・苦情等が発生した場合、設置自動販売機について同様のことが生じると神戸市交通局が判断した場合、交通局の指示する対応策について従ってください。またその必要経費は設置者の負担とします。

(15) 景観への配慮

- ① 自動販売機が複数台にわたって並んでいる場合は、神戸市交通局の指示に従い自動販売機前面の位置を揃え、乱雑とにならないよう配置するものとします。
- ② 外観については周辺環境に配慮したものとします。
- ③ 自動販売機を金属枠内に設置する場合、自販機と枠の間に隙間が生じる場合には、美観措置やケガ防止対策を講じてください。

(16) 環境への配慮

神戸市の制定している「グリーン調達等方針に係る判断基準」(P20～P23に抜粋掲載)に示された、【判断の基準】と【配慮事項】にそった自動販売機を設置してください。

※平成23年1月1日より、飲料自動販売機に関して、「神戸市グリーン調達等推進基本方針」及び「神戸市グリーン調達等方針」とそれに係る判断基準が施行されました。飲料自動販売機設置者は、「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準に基づく飲料自動販売機の仕様確認に関する事務処理要領」中の「飲料自動販売機仕様確認書(様式1)」に必要事項を記入して、神戸市交通局まで提出してください。なお、判断基準、手続き等に関しては神戸市ホームページの次のURLで閲覧できます。

<http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/jihanki-siyoukakunin.html>

(17) 契約に関する注意事項

落札者は、賃貸借契約を、入札時のグループ番号ごとに神戸市交通局と締結することになります。賃貸借契約書はP15～18に掲載しているとおりです。契約締結後はこれを遵守していただくこととなりますので、事前に確認しておいてください。特に次の条項にご注意ください。

① 保証金(第9条)

契約締結時までに、落札金額の3か月分の保証金(消費税含む)を納付していただきます。

② 違約金(第15条)

用途指定違反、善管注意義務違反、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合に、賃料12か月分相当の違約金(消費税含む)を請求します。

③ 契約解除(第19条)

用途指定違反、賃料の4か月以上の延滞、転貸等の禁止条項に対する違反、暴力団等該当があった場合には、直ちに契約を解除します。また、落札者の都合による契約解除については、6か月前までに書面により神戸市交通局に申し出ることが必要となります。この場合は、申し出た時点で既に納めた賃料は返還いたしません。なお解除となった当該物件の後継設置者を選定する入札及び今契約期間内に交通局が実施する自動販売機に係る入札には、落札者及び落札者のグループ企業(神戸市交通局がグループ企業に該当すると判断した会社を含む)を含め参加できませんのでご注意ください。また現在交

通局と契約中の自動販売機の契約の解除を前提とした入札参加もできません。

5 入札の手続きの詳細

(1) 入札参加申込書の送付

① 「入札参加申込書兼誓約書」の記入

- ・ 「入札参加申込書兼誓約書」(様式1)に必要な事項を記入し、実印を押印してください。1グループ番号につき1枚の提出が必要です。様式は、本要領のP25をコピーしてください。記入の方法はP24の記入例を参考にしてください。
- ・ 落札後の賃貸借契約は、「入札参加申込書兼誓約書」に記載された名義でしか行いませんので、**契約権限のある名義を使用するよう**注意してください。
- ・ グループ番号は、入札に関するグループ番号表で確認してください。(グループA・A'、B・B'・B''、C・C'についてはそれぞれ「グループA」「グループB」「グループC」として申してください)

② 入札参加書類の提出

- ・ 上記①により必要事項を記入し押印した「入札参加申込書兼誓約書」と、次にあげる添付書類を、**特定記録郵便により平成28年1月21日(木)午後5時必着**で提出してください。1月21日(木)午後5時までに到着しない申込みは無効となりますので、余裕をもって手続きしてください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。

・ 添付書類

㊦平成27年12月1日以降発行の印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)

原本1通

㊧平成27年12月1日以降発行の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(法人のみ)

原本1通

㊨委任状(様式3)(代理人による入札及び契約を希望する場合のみ)

申込グループ番号ごと1枚

㊩複数物件に申し込む場合は入札参加申込グループ番号一覧(様式2、P26)

※㊦入札参加申込書兼誓約書と㊨委任状は、申込グループ番号ごとに1通提出していただく必要がありますが、㊦印鑑登録証明書(又は印鑑証明書)と㊧登記事項証明書は、複数物件を申し込む場合でも原本1通を提出いただければ結構です。

※㊨委任状は、本要領P28の書式をコピーしてください。記入の方法はP27の記入例を参考にしてください。

・ 提出先

〒650-8570

神戸市中央区加納町6丁目5-1

神戸市役所 交通局営業推進課

※ P32の宛名ラベルをご利用ください。

※ 直接持参される場合は、市役所3号館4階 神戸市交通局営業推進課までお越

してください。受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土・日曜、祝日除く)です。

- ・ 一度ご提出いただいた書類は、理由にかかわらず一切返却できません。
- ・ 入札参加書類に記入漏れや実印の相違などがあつた場合や、添付書類に漏れがあつた場合などは、入札に参加できない場合がありますので、送付に際しては、十分に内容をご確認ください。
- ・ 申込み後に、住所、代表者等の変更があつた場合は、神戸市交通局営業推進課までご連絡ください【Tel078-322-5959】。

(2) 入札書用紙等の発送(神戸市交通局→参加申込者 1月27日(水)ごろ発送予定)

入札参加申込の受け付け後に、神戸市交通局から下記の書類を郵送します。

- ・ 入札書用紙(1グループ番号ごと1枚)
- ・ 入札書封入用封筒(1グループ番号ごと1枚)
- ・ 複数グループ番号に申し込んだ者に入札グループ番号一覧を記入する用紙

※平成28年2月2日(火)までに入札に必要な書類が到着しない場合は、神戸市交通局営業推進課(Tel078-322-5959)までご連絡ください。

(3) 入札の方法

(2)で神戸市交通局から送付した入札書用紙により、次のとおり入札してください。

① 入札書の記入・封入

- ・ 「入札書」に必要事項を記入し、実印(委任する場合は委任状で届け出た受任者印)を押印してください。
- ・ **入札の金額は、月額賃料(税抜)を記載**してください。屋内物件は、原則として月額賃料に消費税がかかりますので、記載された金額に消費税を加えた金額を請求いたします。屋外に設置する自動販売機(グループC・C')に関しては、記載された月額賃料は土地の賃料となり、消費税はかかりません。
- ・ 入札の最低貸付価格(税抜)は、別紙入札に関するグループ番号表に記載のとおりです。必ずこれ以上の価格を記載してください。最低貸付価格未満であつた場合は、その入札書は無効となります。ご注意ください。
- ・ グループA・Cについては、設置場所が隣り合う2台を2分割したグループ、グループBについては、設置場所が並ぶ3台を3分割したグループとし、グループAは18台、グループBは18台、グループCは6台分を入札していただきます。グループA・Cは入札額1・2位の入札者、グループBは入札額1・2・3位の入札者を落札者として選定し、順位に従って開札時にグループを選択していただきます。(開札に参加されていない場合は、当局にて決定します)
- ・ 必要事項を記入した「入札書封入用封筒」に、「入札書」のみ封入して、封かんしてください。封筒にはグループ番号が記載されています。複数グループ番号に入札する場合は、封入する入札書を間違えないように十分注意してください。
- ・ 封かん部に、実印(委任する場合は受任者印)で割り印をしてください。

※ 金額のはじめの数字の前に、必ず「¥」マークを記入してください。

※ インク又はボールペンで記入してください。

② 入札書の提出

- ・ 封入・封かんした「入札書」を、別の封筒に入れて特定記録郵便で2月8日(月)～2月10日(水)午後5時必着で郵送してください。
- ・ 複数グループ番号に入札参加を申し込んだ方には、入札参加グループ番号の一覧を記入する用紙を送ります。すべての**入札書(グループ番号が記載された専用の封筒に封入されたもの)**と、入札グループ番号を記入した**一覧表**を同じ封筒に入れて郵送してください。
- ・ 期限内に到着しない場合は無効となりますので、余裕をもって手続きしてください。郵便事故等により書類が届かなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
- ・ 提出先
〒650-8570
神戸市中央区加納町6丁目5-1
神戸市役所 交通局営業推進課
※ 直接持参される場合は、市役所3号館4階 神戸市交通局営業推進課までお越しください。受付時間は、午前9時～12時、午後1時～5時(土・日曜、祝日除く)です。
※ 入札書類を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(4) 開札

開札への参加は任意です。ただし、入札参加者以外が開札会場へ入場することはできません。

① 日時 平成28年2月16日(火)13:30開始

② 場所 神戸市役所3号館3階 交通局大会議室

③ 落札者の決定

- ・ 交通局の最低貸付価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。同額の最高価格入札者が複数あった場合は、開札の場でただちに当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合において、開札に参加していないなど、くじを引く者がいないときは、入札参加者に代えて当該入札事務に関係ない神戸市職員がくじを引きます。
- ・ 開札会場では、物件ごとに落札者の氏名と落札金額を発表します。
- ・ 後日、次の「(5)入札の無効」に定める事項に該当することが判明した場合は、その者の入札を無効とし、次に高い価格をもって入札した者を落札者とします

④ 結果の通知

開札の結果は、2月18日(木)(予定)に入札参加者全員に対して郵送します。

(5) 入札の無効

- ① 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- ② 「入札参加申込書兼誓約書」の提出がないとき
- ③ 最低貸付価格(予定価格)に達しない金額をもって入札したとき

- ④「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき
- ⑤「入札書」に記名及び実印(委任している場合は受任者の印)の押印がないとき
- ⑥「入札書」の金額の前に「¥」マークがないとき
- ⑦ひとつの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- ⑧代理人による入札の場合において「委任状」を提出しないとき
- ⑨入札者又はその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- ⑩入札者の資格がない者が入札したとき
- ⑪本市から交付される「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき
- ⑫鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- ⑬「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- ⑭前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

(6) その他

① 入札結果の公開

入札参加者全員の入札額及び落札者名は公開とします。開札結果（落札額、落札者名、2位以下の入札額）は、開札終了日以降に神戸市交通局のホームページに掲載します。

② 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

③ 再入札

再入札はしません。

④ 物件調書及び入札に関するグループ番号表に記載している販売実績額について

資料に記載している販売実績額は過去の実績であり、将来の販売額を保証するものではありません（一部設置場所が変更になっている物件もあります）。入札は自己の責任において判断・決定していただきますようお願いいたします。神戸市交通局は、当該販売実績額の内容に関し、いかなる保証をするものではありません。

6 契約の手続き

各物件にかかる賃貸借契約に関しては、神戸市交通局が落札者に連絡し、必要な手続きの説明や、契約書の作成などを行います。その指示に従って手続きを進めてください。契約の拒否や保証金の納付拒否など落札者の都合により契約できなかった場合、契約期間途中において契約解除された場合には、今契約期間内（5年間）は神戸市交通局が実施する自動販売機設置者選定のための入札への参加をお断りいたしますので注意してください。

(1) 必要書類の提出

契約に先立ち、次の必要書類を提出してください。

①（個人のみ）成年後見制度における登記されていないことの証明書

※ 法務局または地方法務局で交付してもらってください。手続きについては、最寄の地方法務局にお問い合わせください。

②（個人のみ）破産に関する証明書

※ 本籍地の市町村で交付してもらってください。

③ 国税及び神戸市税の未納がないことの証明書

国税は納税証明書その3の2またはその3の3（納税地の所轄税務署で発行）

神戸市税は納税証明書（各区市税事務所で発行）

(2) 保証金の納入

神戸市交通局から、賃料3か月分（落札金額×3。消費税含む）の保証金の納付書を交付されたら、すみやかに納めてください。

(3) 賃貸借契約の締結

賃貸借契約書の標準書式はP15～18に掲載しているとおりです。契約締結後は、これを遵守していただくこととなりますので事前に確認しておいてください。

① 署名・押印

契約は、入札に関するグループ番号毎に締結します。神戸市交通局から契約書を各2通送付します。署名、押印、必要な場合に収入印紙の貼付等したうえ、返送してください。

② 収入印紙の貼付・消印

賃貸借契約書は正副2通を作成します。収入印紙の貼付については次のとおりです。

- ・ 屋内設置で交わす建物の賃貸借契約書には印紙税はかかりません。収入印紙の貼付は不要です。

③ 神戸市交通事業管理者印の押印→返送

借主となる自動販売機設置者の、契約書への署名・押印が完了した契約書を神戸市交通局へ送付してください。神戸市交通事業管理者印押印を済ませたあと、設置者保存分を返送します。契約期間中、大切に保管してください。

7 落札者がなかった場合等の随意契約

落札者がいない物件は、随意契約で貸し付ける場合があります。下記期間中に受け付け、先着順で、最低貸付価格以上の金額で願出があった者と契約手続きを進めていきます。

(1) 随意契約対象物件

落札者がいない物件

最終的に随意契約の対象となった物件については、開札終了後、神戸市交通局のホームページで掲示します。

(2) 借用願提出期間

平成28年3月1日(火)から先着順

(3) 借用願提出方法

「市有不動産借用願兼誓約書」（様式4）に必要事項を記入、押印のうえ、添付書類と一緒に下記まで持参してください。様式は、本要領のP31をコピーしてください。記入の方法はP30の記入例を参考にしてください。

① 添付書類

㊦印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

㊦登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）

② 提出先

神戸市役所 交通局営業推進課

受付時間：午前 9：00～12：00、午後 1：00～5：00(土・日曜、祝日を除く)

郵送での提出は受け付けません。必ず持参してください。

(4) 選定方法

先着順での受付となります。記載内容、添付書類に不備がなく、最低貸付価格以上の金額を記載して提出した者を設置者として決定します。なお、受付けの初日（3月1日(火)）については、9時に神戸市交通局営業推進課に到着している者は同着とみなします。その中でより高い金額を提示した者に決定します（決定方法は P11(4)開札③落札者の決定の項目に準じて行います）。設置者が決定した物件については、受付を締め切ります。

(5) 契約以降の手続き

選定された設置者には、神戸市交通局から契約等の手続きについて連絡します。落札により決定した場合と同様、P12に記載の **6 契約の手続き** に沿って契約を締結します。自販機の設置に関しても、神戸市交通局と協議・調整します。

(6) その他

契約締結後は、契約者氏名及び契約金額を公開することがあります。

8 賃貸借契約書（標準書式）

市有財産賃貸借契約書

貸主 神戸市交通局（以下「甲」という。）と借主 ○○○○（以下「乙」という。）とは、末尾物件目録記載の物件（以下「本物件」という。）の賃貸借につき、次の各条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有に係る本物件を乙に賃貸し、乙は、これを甲から賃借する。

（用途）

第2条 乙は、本物件を飲料水自動販売機設置の用途にのみ使用するものとしその他の目的に使用してはならない。

2 貸付期間中、乙は自動販売機を設置し、保守・運営をしなければならない。

（郵送型入札での条件の遵守）

第3条 乙は、平成28年2月に甲が実施した、「飲料自動販売機設置者選定のための郵送型入札」の際に提示した条件を遵守しなければならない。

（契約期間）

第4条 契約期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（物件の引渡し）

第5条 本物件は、平成28年4月1日以降の甲が指定する日に乙に引き渡すものとする。

（賃料）

第6条 賃料は、月額¥○○○, ○○○-（消費税別）に消費税を加えた金額とする。

（賃料の支払）

第7条 乙は、前条の賃料を、次の各号に掲げる賃料の区分に応じ、当該各号に定める支払期日までに甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

(1) 前期（4月1日から9月30日までの期間をいう。）の賃料 4月1日から4月30日まで

(2) 後期（10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）の賃料 10月1日から10月31日まで

なお、支払期日が土曜日にあたる場合はその翌々日を支払期日とし、また、支払期日が休日にあたる場合は、その翌日を支払期日とする。

2 甲が指定する本物件の引渡し日が平成28年4月2日以降の場合、平成28年度前期（引渡し日から平成28年9月30日までの期間）の賃料は、月割りをもって計算し、1月に満たない端数があるときは日割りをもって計算するものとする。（円未満切捨て）

（遅延利息）

第8条 乙は、第6条に定める賃料を支払期日までに支払わなかったときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、年14.6%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

賃料3か月分(税込)の金額となります。

(保証金)

第9条 乙は、本契約から生ずる債務を担保するため、保証金として¥〇〇〇, 〇〇〇-を、本契約締結と同時に、甲の発行する納入通知書により甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 甲が乙に保証金を返還する時期は、乙が甲に対して負担する一切の債務を弁済し、かつ、本物件を返還した日以降とする。

3 保証金は無利息とする。

4 第19条第1項の規定に基づき契約の解除を行った場合、乙が甲に対し賃料又はその他の支払いを遅滞しているときには、甲は保証金をもってその弁済に充当することができるものとする。

(経費の負担)

第10条 乙は、電気等の諸設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

(善管注意義務)

第11条 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、本物件を管理しなければならない。

(紛争等の処理)

第12条 本物件の使用に伴う第三者との紛争その他の諸問題は、乙の責任と負担において解決するものとする。

(費用負担)

第13条 甲は、本物件の修繕義務を負わないものとし、本物件の維持、保存等に要する経費はすべて乙の負担とする。

(転貸等の禁止)

第14条 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得た場合は、この限りではない。

- (1) 本契約によって取得した権利を譲渡し、又は本物件を転貸し、もしくは担保に供すること。
- (2) 本物件の用途又は形状を変更すること。
- (3) 本物件上に一時的に設置する工作物以外の工作物を設置すること（甲が指定する容器回収箱を除く）。

(違約金)

第15条 乙が、第2条、第3条、第11条もしくは前条の規定に違反したとき又は第25条の規定に該当するときは、違約金として違反時の月額賃料の12か月分に相当する額を、甲の指定する期日までに、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、違約罰であって、第23条に規定する損害賠償額の予定又はその一部とはしないものとする。

3 第1項の規定は、第19条第1項に規定する甲の契約解除権の行使を妨げないものとする。

(実地調査等)

第16条 甲は、必要あると認めたときは、乙の使用状況について質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができるものとする。この場合において、乙は調査、報告等を拒み、又は妨げてはならない。

(通知義務)

第 17 条 乙は、本物件の現状に変更があるとき又は変更の恐れがあるときは、直ちに甲に対してその状況を通知しなければならない。

(住所等の変更の届出義務)

第 18 条 乙は、その住所又は氏名に変更があったときは、速やかに文書にて甲に対して届け出なければならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、契約期間中であっても、次の各号の一に該当するときは、催告その他の手続きを要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が第 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 乙が第 3 条の規定に違反したとき。
- (3) 乙が第 7 条の規定に違反して賃料の支払いを 4 か月以上遅延したとき。
- (4) 乙が第 14 条の規定に違反したとき。
- (5) 第 25 条の規定に該当するとき。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受けたとき。又は事実上営業を停止したとき。
- (8) その他乙が本契約で定めた義務を履行しないとき。

2 甲は、契約期間中であっても、本物件を交通局事業に供するため必要とするとき、又はその他の事由により貸し付けることが不相当になったときは、予告のうえ本契約を解除または物件の位置を甲指定の場所に変更することができるものとする。

3 乙は、契約期間満了前に契約を解除しようとする場合、6 か月前までに甲に申し出なければならない。この場合の解除日は 6 か月後の月の末日とし、既に納めた賃料の返還はしないものとする。

(契約の失効)

第 20 条 天災地変その他不可抗力により本物件の全部若しくは一部が滅失し又は毀損し、その目的が達せられなくなったときには、本契約はその効力を失うものとする。

(費用償還請求権の放棄)

第 21 条 乙は、本物件に投じた必要費及び有益費があっても、これを甲に請求できないものとする。

(物件の返還及び原状回復義務)

第 22 条 乙は、契約期間が満了し、又は第 19 条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、乙の費用をもって本物件を原状に回復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りでない。

(損害の賠償)

第 23 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第 24 条 本契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団等に対する除外措置)

第25条 本契約締結にあたり乙が提出した入札参加申込書兼誓約書又は市有不動産借用願兼誓約書の記載に反し、神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日管理者決定)第4条第1項第2号又は第6号に掲げる者が同要綱第5条各号に掲げる事項のいずれかに該当することが判明した場合には、甲は乙に対して第15条の規定に基づく違約金の請求、第19条の規定に基づく契約の解除を行うことができる。

(裁判管轄)

第26条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する裁判所をもってその管轄裁判所とする。

(疑義の解釈等)

第27条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合又は本契約に定めのない事項で解決を要する問題を生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市交通局
代表者 交通事業管理者 佐藤 一郎

神戸市中央区〇〇町〇〇丁目〇番〇号
乙 株式会社 神戸販売機
代表取締役 神戸 太郎



【物件目録】

・〇〇区〇〇町〇丁目〇番 上の建物 (_____ 施設名 _____) の 階一部 m²
(添付図面のとおり)

9 参考資料

① 神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）抜粋

（暴力団等に関係するかどうかの照会）

第4条 管理者は、必要があると認めるときは、平成22年5月26日付けで兵庫県警察本部長（以下「本部長」という。）との間で取り交わした神戸市が行うすべての契約等からの暴力団等の排除に関する合意書に基づいて又は当該合意書の趣旨に基づいて、次に掲げる者に関して次条各号に定める事項に該当するかどうかにつき、神戸市行財政局長を通じて本部長に対し照会を行うものとする。

(1) 省略

(2) 公有財産処分等契約に関連して次に掲げる者

ア 次に掲げる書面を管理者又は市長に提出した者

(ア) 入札参加申込書

(イ) (ア)に掲げるもののほか、公有財産処分等契約について本市の契約の相手方になることを希望する旨の書面

イ 本市と契約を締結する予定となっている者又は候補となっている者

ウ 本市が契約を締結した場合にあっては、当該契約の相手方

エ アからウまでに掲げるもののほか、本市が締結しようとしている契約についての事務の連絡を行う者その他の関係者

(3)～(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、これらの者に準ずる者として管理者が認める者

2 前項の照会を行う際に本部長に提供する個人情報の取扱いについては、神戸市個人情報保護条例（平成9年10月条例第40号）の規定に従わなければならない。

第5条 前条第1項に規定する次条各号に定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。

(2) 前条第1項各号に掲げる者が個人又は個人事業者である場合にあっては、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。

(3) 前条第1項各号に掲げる者が、暴力団員を、相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任していること。

(4) 次に掲げる者のいずれかが、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため、又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。

ア 前条第1項各号に掲げる者

イ 前条第1項各号に掲げる者が法人等である場合にあっては、当該法人等の役員

ウ 前条第1項各号に掲げる者に使用される者であって、相当の責任の地位にある者

(5) 前号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。

(6) 第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者の下請負又は再委託を行い、その他当該事業者を利用していること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第4号アからウまでに掲げる者のいずれかが、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

2 1 - 1 1 自動販売機設置

品 目	判断基準
飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <p>①エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。</p> <p>②冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</p> <p>③表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、環境配慮設計の実施状況については、その内容がウェブサイト、環境報告書等により公表され、容易に確認できること。</p> <p>④特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。</p> <p>⑤使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正処理されるシステムがあること。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒（種類、地球温暖化係数及び封入量）が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウェブサイトにおいて公表されていること。</p> <p>②屋内に設置される場合にあつては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をきたす場合を除き、照明が常時消灯されていること。</p> <p>③屋外に設置される場合にあつては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されていること。</p> <p>④カップ式飲料自動販売機にあつては、マイカップに対応可能であること。</p> <p>⑤真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。</p> <p>⑥自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサイクルを実施すること。</p> <p>⑦自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって低燃費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低減が図られていること。</p> <p>⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。</p> <p>⑨包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象となる「飲料自動販売機設置」は、缶・ボトル飲料自動販売機、紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機を市が調達または庁舎内外等に設置する場合をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを設置する場合は、これに含まれないものとする。

- ①商品を常温又は常温に近い温度のみで保存する収容スペースをもつもの
 - ②台の上に載せて使用する小型の卓上型のもの
 - ③車両等特定の場所で使用することを目的とするもの
 - ④電子冷却（ペルチェ冷却等）により、飲料（原料）を冷却しているもの
- 2 本項の判断の基準は、設置に係る契約等の期間中又は契約更新等の場合で機器の入替えが発生しない場合には適用しないものとする。
- 3 判断の基準①については、災害対応自動販売機、ユニバーサルデザイン自動販売機及び社会貢献型自動販売機のうち、当該機能を有することにより、消費電力量の増加するものについては適用しないものとする。

- 4 「フロン類」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 1 項に定める物質をいう。判断の基準②において使用できる冷媒は、二酸化炭素、炭化水素及びハイドロフルオロオレフィン（HF01234yf）等。
- 5 判断の基準②の冷媒については、紙容器飲料自動販売機又はカップ式飲料自動販売機には適用しないものとする。ただし、オゾン層を破壊する物質は使用されていないこと、かつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていることとする。
- 6 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらず程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比で示した数値をいう。
- 7 「特定の化学物質」とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。
- 8 特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950:2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の附属書 B に準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950:2008 に準ずるものとする。
- 9 「エネルギー消費効率基準達成率」とは、判断の基準①で算出した当該製品の基準エネルギー消費効率をエネルギー消費効率で除した数値を百分率（小数点以下を切り捨て）で表したものとする。
- 10 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。
 - ア. 利用人数、販売量等を十分勘案し、必要な台数、適切な大きさの自動販売機を設置すること。
 - イ. 設置場所（屋内・屋外、日向・日陰等）によって、エネルギー消費等の環境負荷が異なることから、可能な限り環境負荷の低い場所に設置するよう検討すること。
 - ウ. マイカップ対応型自動販売機の設置に当たっては、設置場所及び周辺清掃・衛生面の確認を行い、購入者への注意喚起を実施するとともに、衛生面における問題が生じた場合の責任の所在の明確化を図ること。
- 9 調達を行う各機関は、「神戸市グリーン調達等方針に係る判断基準に基づく飲料自動販売機の仕様確認に関する事務処理要領」に沿って、飲料自動販売機の仕様を確認すること。

表 1 飲料自動販売機に係る基準エネルギー消費効率算定式

区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
販売する飲料の種類	自動販売機の種類	
缶・ボトル飲料	コールド専用機又はホットオアコールド機	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 未満のもの）	
	ホットアンドコールド機（庫内奥行寸法が 400mm 以上のもの）	電子マネー対応装置のないもの
		電子マネー対応装置のあるもの
紙容器飲料	Aタイプ（サンプルを使用し、商品販売を行うもの）	コールド専用機
		ホットアンドコールド機（庫内が 2 室のもの）
		ホットアンドコールド機（庫内が 3 室のもの）
	Bタイプ（商品そのものを視認し、商品販売を行うもの）	コールド専用機
		ホットアンドコールド機
カップ式飲料	—	

- 備考) 1 「コールド専用機」とは、商品を冷蔵して販売するためのものをいう。
- 2 「ホットオアコールド機」とは、商品を冷蔵又は温蔵どちらか一方にして販売するためのものをいう。
- 3 「ホットアンドコールド機」とは、自動販売機の内部が仕切壁で仕切られ、商品を冷蔵又は温蔵して販売するためのものをいう。
- 4 E,V,Va,Vb 及び T は、次の数値を表すものとする。
- E : 基準エネルギー消費効率（単位：kWh/年）
- V : 実庫内容積（商品を貯蔵する庫室の内寸法から算出した数値をいう。）（単位：L）
- Va : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 11 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- Vb : 調整庫内容積（温蔵室の実庫内容積に 40 を乗じて 10 で除した数値に冷蔵室の実庫内容積を加えた数値をいう。）（単位：L）
- T : 調整熱容量（湯タンク容量に 80 を乗じた数値、冷水槽容量に 15 を乗じた数値及び貯氷量に 95 を乗じて 0.917 で除した数値の総和に 4.19 を乗じた数値）（単位：kJ）
- 5 エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく経済産業省告示 289 号（平成 19 年 11 月 26 日）の「3 エネルギー消費効率の測定方法(2)」による。

表2 飲料自動販売機に係る環境配慮設計項目

目 的	評 価 項 目	評 価 基 準
リデュース(省資源化)	使用資源の削減	製品の質量を削減抑制していること。
	再生材の使用	再生材の使用を促進していること。
	製品の長寿命化	オーバーホール、リニューアルへの配慮をしていること。
		製品の分解・組立性への配慮・改善をしていること。
消費電力量の削減	修理・保守性への配慮をしていること。 製品の消費電力量の抑制が図られていること。設置条件、設定条件の適正化等の運用支援を行っていること。	
リユース(再使用化)	リユース部品の選定	リユース部品について設計段階から選定し、共通化・標準化に配慮していること。
	製品での配慮	リユース対象部品の分解・組立性に配慮していること。
	部品のリユース設計	リユース対象部品への表示、清掃・洗浄、与寿命判定の容易性に配慮していること。
リサイクル(再資源化)	材料	リサイクル可能な材料を選択していること。
		プラスチックの種類の一貫化及び材料表示を行っていること。
	分解容易性	リサイクル困難な部材の使用削減を図っていること。 事前分別対象部品の分解容易性に配慮していること。

記入例

神戸市交通事業管理者あて

※「入札参加申込書兼誓約書」は物件ごとに別の用紙を使用してください。
※文字及び数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

平成28年1月21日

記入日

住所 神戸市中央区〇〇町〇丁目〇番〇号

○個人（個人商店主含む）の場合は、下記のとおり印鑑登録証明書のとおりに記載してください。

神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号
なだ じろう
灘 次郎

実印

入札者

ふりがな かぶしきがいしゃ こうべじはんき
氏名 株式会社 神戸自販機
代表取締役 神戸 太郎 実印
電話番号 ()

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。
※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

入札参加申込書兼誓約書

私は、本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって貸付くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと、また神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

※グループ番号は実施要領のとおりにはっきりと記入してください。

1. 入札参加申込物件

グループ番号

※参加申込しようとする物件のグループ番号を実施要領のとおり記入してください

2. 添付書類（複数グループ番号に申し込む場合は、2件目以降は添付不要です。）

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ②登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）
- ③複数グループ番号に申し込む場合は参加申込グループ番号

- ① どちらかを○で囲ってください。
- ② 住民登録や登記の住所以外に送付を希望する場合のみ右欄に記入してください（郵便番号・電話番号も必ず記入してください）。

3. その他

(1) 書類送付先（どちらかを○で囲む）

①住所 : 入札者に同じ ・ 右記のとおり 〒.....

②電話番号 : 入札者に同じ ・ 右記のとおり TEL.....(.....)

③宛名 : 入札者に同じ ・ 右記のとおり

（申し込み物件毎に作成してください。また、この用紙はコピーしてお使いください。）

平成 年 月 日

神戸市交通事業管理者あて

住所
入札者

ふりがな

氏名

実印

電話番号 ()

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。
※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

入札参加申込書兼誓約書

私は、本入札の参加資格、条件、内容等を確認のうえ、入札参加を申し込みます。なお、落札した場合には申込物件を、落札価格をもって貸付くださいますようお願いいたします。また、落札しても契約を締結しなかった場合や契約を履行しなかった場合などには一定期間入札参加者の資格を喪失することがあることを承知しております。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者でないこと、また神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条各号に掲げる事項のいずれにも該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

また、上記の事実の確認のための警察等関係機関への照会にあたり、申請者の個人情報警察等関係機関に提供される場合があることを承諾します。

1. 入札参加申込物件

グループ番号

※参加申込しようとする物件のグループ番号を実施要領のとおり記入してください

2. 添付書類（複数グループ番号に申し込む場合は、2件目以降は添付不要です。）

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ②登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）
- ③複数グループ番号に申し込む場合は参加申込グループ番号一覧（様式2）

3. その他

(1) 書類送付先（どちらかを○で囲む）

- ①住所 : 入札者に同じ ・ 右記のとおり 〒.....
- ②電話番号 : 入札者に同じ ・ 右記のとおり TEL.....().....
- ③宛名 : 入札者に同じ ・ 右記のとおり

（申し込み物件毎に作成してください。また、この用紙はコピーしてお使いください。）

入札参加申込グループ番号一覧

申込者	住所	
	(法人の場合)法人名	
	(法人の場合代表者)氏名	
	担当者氏名	
	担当者電話番号	

参加申込件数 合計 件

入札参加しようとするグループ番号を実施要領のとおりグループ番号順に記載してください。

交通局記入欄には何も記入しないでください。

項番	グループ 番号	交通局記入欄	
		受付番号	入札チェック
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			

記入例

平成 年 月 日

神戸市交通事業管理者あて

住所

(入札者)

委任者

氏名

実印

委任

※入札参加申込書兼誓約書のとおりに記載してください。

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の自動販売機設置者選定のための郵送型入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1. 委任する入札物件の表示

※グループ番号は実施要領のとおりにはっきりと記入してください。

グループ番号

2. 代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
郵便番号		
住所		

○個人が代理人となる場合

654-8570

神戸市須磨区中島町1丁目1番1号

須磨 五郎

○委任者の支店長が代理人となる場合

650-8570

神戸市中央区雲井通5丁目1番1号

株式会社神戸販売機

支店長 長田 六郎

※個人の場合、住所は住民登録をしている住所としてください。

※代理人の届出印に、スタンプ式印鑑を使用することはできません。（実印の必要はありません。）

(申込グループごとに作成してください。用紙はコピーしてください。)

平成 年 月 日

神戸市交通事業管理者あて

住 所
(入札者)
委任者
氏 名 実印

委 任 状

私は、下記の者をもって代理人と定め、下記物件の自動販売機設置者選定のための郵送型入札への参加、賃貸借契約の締結並びにこれらに付帯する一切の権限を委任します。

1. 委任する入札物件の表示

グループ番号

2. 代理人（受任者）

代理人（受任者）		届出印
郵便番号		
住 所		
氏 名		

自動販売機設置者選定のための入札についての質問票

質 問 票	
あて先：神戸市交通局営業推進課	E-mail : shisan@office.city.kobe.lg.jp
送信者：法人名／氏名	()
担当部署名	()
担当者名	()
電話番号	()
FAX番号	()
件名：自動販売機設置者選定のための入札実施要領についての質問	

記入例

神戸市交通事業管理者あて

※本書は物件毎に作成してください。
※文字及び数字は、はっきりと読みやすい字で記入してください。

様式 4

平成 年 月 日

〒0000-0000

住所 神戸市中央区加納町〇丁目〇番〇号

申請者

○個人の場合は、下記のとおり印鑑登録証明書のとおりに記載してください。
神戸市灘区〇〇町〇丁目〇番〇号
なだ じろう
灘 次郎 実印
○法人の場合は、代表者の記載が必要です。

ふりがな 株式会社 神戸販売機
氏名 代表取締役 神戸 太郎

実印

電話番号 000 (000) 0000

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。
※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

飲料自販機設置のための

市有不動産借用願兼誓約書 (随意契約用)

飲料自動販売機の設置者選定のための郵送型入札の実施要領及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、
(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する
等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する
神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に
しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

※算用数字ではっきりと記載してください。
※金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
「¥マーク」の記入がない場合は、無効となります。
※金額を訂正する場合は、必ず二重線により抹消のうえ、実印で訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

1. 月額賃料希望金額 (消費税抜)

金額	十億	億	千万	百万	十萬	万	千	百	十	一
				¥	○	○	○	○	○	○

2. 物件の表示

グループ番号
○

※グループ番号は物件調書のとおりにはっきりと記入してください。

3. 添付書類

- ①印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- ②登記事項証明書 [履歴事項全部証明書] (法人のみ)

【 注 意 事 項 】

※借用願は申し込みグループ番号毎に提出してください。
 ※インク又はボールペンにより記入してください。
 ※数字は算用数字ではっきりと記載してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。「¥マーク」の記入が無い場合、無効となります。
 ※記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。
 ※一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

(申し込みグループ番号毎に作成してください。また、この用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。)

神戸市交通事業管理者あて

〒 ー

住所

申請者

ふりがな
氏名

実印

電話番号 ()

※印鑑登録証明書のとおりに記載してください。
※法人の場合は、代表者の記載が必要となります。

飲料自販機設置のための

市有不動産借用願兼誓約書 (随意契約用)

飲料自動販売機の設置者選定のための郵送型入札の実施要領及び賃貸借契約書等を承知のうえ、下記のとおり借用くださいますようお願いいたします。

また、私が、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員もしくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日管理者決定）第5条に該当する者）に該当しないこと、並びにこの申込書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓約します。

1. 月額賃料希望金額（消費税抜）

	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一
金額										

2. 物件の表示

グループ番号

3. 添付書類

- ①印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
- ②登記事項証明書〔履歴事項全部証明書〕（法人のみ）

【 注 意 事 項 】

※借用願は申し込みグループ番号毎に提出してください。

※インク又はボールペンにより記入してください。

※数字は算用数字ではっきりと記載してください。また、金額初めの数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。「¥マーク」の記入が無い場合、無効となります。

※記入事項の訂正には、必ず、二重線により抹消のうえ、訂正印を押印し、その上部の空所に記入してください。

※一度提出した借用願の引換え、変更を行うことはできません。

※いただいた個人情報を契約資格確認のために、警察等関係機関への照会資料として使用する場合があります。

（申し込みグループ番号毎に作成してください。また、この用紙をコピーしてお使いいただいても結構です。）

●宛名ラベル

コピーしてご利用ください。

〒650-8570
神戸市中央長田区加納町6丁目5-1
神戸市役所
交通局 営業推進課
自販機設置者選定入札事務担当者 行
特定記録郵便

物 件 調 書

※販売実績はH26.10～H27.9の1年間(税込。1万円未満切上げ)

【新神戸駅】－(住所) 神戸市中央区加納町1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
1	新神戸	①	A	南出口	590,000	100cm	75cm	屋内	
2	新神戸	②	A'	南出口	940,000	100cm	75cm	屋内	
3	新神戸	③	A	売店東側	500,000	100cm	75cm	屋内	
4	新神戸	④	A'	売店東側	490,000	100cm	75cm	屋内	
5	新神戸	⑤	G	谷上行きホーム	1,330,000	117cm	75cm	屋内	
6	新神戸	⑥	F	三宮行きホーム	2,210,000	100cm	66cm	屋内	

【三宮駅】－(住所) 神戸市中央区北長狭通1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項	
7	三宮(西)	①	A	宝くじ売場西側	1,880,000	117cm	75cm	屋内	※1	
8	三宮(西)	②	A'	宝くじ売場西側	1,100,000	117cm	75cm	屋内		
9	三宮(東)	③	D	売店西側	2,510,000	117cm	75cm	屋内		
10	三宮(東)	④	E	売店南側	3,350,000	117cm	75cm	屋内		
11	三宮(東)	⑤	F	喫茶店前通路	4,090,000	117cm	75cm	屋内		
12	三宮(東)	⑥	G	西神行きホーム西	3,920,000	117cm	75cm	屋内		
13	三宮(東)	⑦	F	西神行きホーム東	4,790,000	117cm	75cm	屋内		
14	三宮(東)	⑧	A'	西神行きホーム東	6,700,000	117cm	75cm	屋内		
15	三宮(東)	⑨	A	西神行きホーム東	6,430,000	117cm	75cm	屋内		
	三宮(地上)	⑩	—	ステラビル北側	1,210,000					廃止
	三宮(地上)	⑪	—	ステラビル北側	1,270,000					廃止
	三宮(地上)	⑫	—	ステラビル東側	3,660,000					廃止

【県庁前駅】－(住所) 神戸市中央区下山手通5丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
16	県庁前	①	A	売店西側	380,000	117cm	75cm	屋内	廃止 廃止
17	県庁前	②	A'	売店西側	510,000	117cm	75cm	屋内	
	県庁前	③	—	売店西側	340,000				
	県庁前	④	—	売店西側	330,000				
18	県庁前	⑤	H	改札内	新規	117cm	75cm	屋内	
19	県庁前	⑥	G	東行ホーム	1,270,000	117cm	75cm	屋内	
20	県庁前	⑦	F	西行ホーム	2,080,000	117cm	75cm	屋内	

【大倉山駅】－(住所) 神戸市中央区楠町3丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
21	大倉山	①	A	西出口1	1,350,000	140cm	75cm	屋内	廃止
22	大倉山	②	A'	西出口1	600,000	140cm	75cm	屋内	
	大倉山	③	—	西出口1	430,000				
23	大倉山	④	A	西出口2	520,000	140cm	75cm	屋内	
24	大倉山	⑤	A'	西出口2	460,000	140cm	75cm	屋内	
25	大倉山	⑥	H	改札内	新規	117cm	75cm	屋内	
26	大倉山	⑦	F	ホーム	1,650,000	87cm	75cm	屋内	

【湊川公園駅】－（住所）神戸市兵庫区下沢通1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
27	湊川公園	①	A	西口	700,000	117cm	75cm	屋内	廃止
28	湊川公園	②	A'	西口	600,000	117cm	75cm	屋内	
	湊川公園	③	－	西口	410,000				
29	湊川公園	④	A	東口	630,000	117cm	75cm	屋内	
30	湊川公園	⑤	A'	東口	450,000	117cm	75cm	屋内	
31	湊川公園	⑥	F	ホーム	2,870,000	117cm	75cm	屋内	

【上沢駅】－（住所）神戸市兵庫区下沢通8丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
32	上沢	①	A	駅務室西	310,000	117cm	75cm	屋内	
33	上沢	②	A'	駅務室西	350,000	117cm	75cm	屋内	
34	上沢	③	F	改札前	560,000	117cm	66cm	屋内	
35	上沢	④	E	改札内	1,130,000	117cm	75cm	屋内	

【長田駅】－（住所）神戸市長田区四番町7丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
36	長田	①	A	売店横	440,000	117cm	75cm	屋内	
37	長田	②	A'	売店横	890,000	117cm	75cm	屋内	
38	長田	③	F	改札内	1,490,000	117cm	75cm	屋内	

【新長田駅】－（住所）神戸市長田区松野通1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
39	新長田	①	A	改札外東	360,000	140cm	75cm	屋内	廃止 廃止
40	新長田	②	A'	改札外東	690,000	140cm	75cm	屋内	
	新長田	③	－	改札外東	520,000				
	新長田	④	－	改札外東	570,000				
41	新長田	⑤	H	西出口	新規	90cm	75cm	屋内	
42	新長田	⑥	F	ホーム西	2,430,000	70cm	75cm	屋内	

【板宿駅】－（住所）神戸市須磨区大黒町2丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
43	板宿	①	A	改札外北	740,000	117cm	75cm	屋内	
44	板宿	②	A'	改札外北	830,000	117cm	75cm	屋内	
45	板宿	③	F	ホーム	2,550,000	70cm	75cm	屋内	

【妙法寺駅】－（住所）神戸市須磨区横尾1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
46	妙法寺	①	A	不道家横	2,300,000	117cm	75cm	屋内	廃止
47	妙法寺	②	A'	不道家横	2,020,000	117cm	75cm	屋内	
48	妙法寺	③	C	北側バスターミナル	890,000	140cm	75cm	屋外	
49	妙法寺	④	C'	北側バスターミナル	560,000	140cm	75cm	屋外	
	妙法寺	⑤	－	北側バスターミナル	580,000				
50	妙法寺	⑥	G	東行ホーム西	1,740,000	90cm	66cm	屋内	
51	妙法寺	⑦	F	東行ホーム東	2,620,000	117cm	75cm	屋内	

【名谷駅】－（住所）神戸市須磨区中落合2丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
52	名谷	①	A	売店横	1,430,000	117cm	75cm	屋内	
53	名谷	②	A'	売店横	2,740,000	117cm	75cm	屋内	
54	名谷	③	B	売店横	2,080,000	117cm	75cm	屋内	
55	名谷	④	B'	売店横	1,540,000	117cm	75cm	屋内	
56	名谷	⑤	B''	売店横	2,550,000	117cm	75cm	屋内	
57	名谷	⑥	C	北出口	1,480,000	117cm	75cm	屋外	
58	名谷	⑦	C'	北出口	1,890,000	117cm	75cm	屋外	
59	名谷	⑧	A	改札内	1,960,000	117cm	75cm	屋内	
60	名谷	⑨	A'	改札内	1,200,000	117cm	75cm	屋内	
61	名谷	⑩	D	改札横	1,180,000	117cm	75cm	屋内	
62	名谷	⑪	F	東行ホーム西	3,260,000	100cm	66cm	屋内	
63	名谷	⑫	F	西行ホーム西	1,560,000	100cm	66cm	屋内	
64	名谷	⑬	G	西行ホームエス力前	660,000	90cm	75cm	屋内	
65	名谷	⑭	G	東行ホーム東	2,050,000	100cm	66cm	屋内	

【総合運動公園駅】－（住所）神戸市須磨区緑台

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
66	総合運動公園	①	F	改札内	1,160,000	90cm	75cm	屋内	
67	総合運動公園	②	B''	北出口1	910,000	117cm	75cm	屋内	
68	総合運動公園	③	B'	北出口1	1,160,000	117cm	75cm	屋内	
69	総合運動公園	④	B	北出口1	1,010,000	117cm	75cm	屋内	
70	総合運動公園	⑤	B'	売店前	1,030,000	117cm	75cm	屋内	
71	総合運動公園	⑥	B	売店前	1,660,000	117cm	75cm	屋内	
72	総合運動公園	⑦	B''	売店前	1,520,000	117cm	75cm	屋内	

【学園都市駅】－（住所）神戸市西区学園西町1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
73	学園都市	①	B	売店横	2,400,000	117cm	75cm	屋内	
74	学園都市	②	B'	売店横	1,680,000	117cm	75cm	屋内	
75	学園都市	③	B''	売店横	2,200,000	117cm	75cm	屋内	
76	学園都市	④	G	東行ホーム西	1,850,000	90cm	66cm	屋内	
77	学園都市	⑤	F	東行ホーム東	3,780,000	117cm	75cm	屋内	
78	学園都市	⑥	F	西行ホーム西	800,000	90cm	66cm	屋内	
79	学園都市(バス)	⑦	C	バスターミナル	930,000	100cm	75cm	屋外	
80	学園都市(バス)	⑧	C'	バスターミナル	700,000	100cm	75cm	屋外	

【伊川谷駅】－（住所）神戸市西区前開南町1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
81	伊川谷	①	H	改札内東行階段前	新規	117cm	75cm	屋内	廃止
82	伊川谷	②	E	改札内西行階段前	870,000	117cm	75cm	屋内	
	伊川谷	③	－	売店横	760,000				
83	伊川谷	④	F	改札外エレベータ横	590,000	117cm	75cm	屋内	

【西神南駅】－（住所）神戸市西区井吹台東町1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
84	西神南	①	B	売店前	860,000	117cm	75cm	屋内	
85	西神南	②	B'	売店前	1,340,000	117cm	75cm	屋内	
86	西神南	③	B''	売店前	1,130,000	117cm	75cm	屋内	
87	西神南	④	F	ホーム東	2,850,000	100cm	66cm	屋内	
88	西神南(バス)	⑤	C	バスターミナル	400,000	117cm	75cm	屋外	
89	西神南(バス)	⑥	C'	バスターミナル	570,000	117cm	75cm	屋外	

【西神中央駅】－（住所）神戸市西区糀台5丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
90	西神中央	①	D	東出口階段横	3,870,000	117cm	75cm	屋内	
91	西神中央	②	F	改札内	4,540,000	117cm	75cm	屋内	
92	西神中央	③	F	携帯ショップ横	2,780,000	117cm	75cm	屋内	
93	西神中央	④	F	①②ホーム東	1,540,000	70cm	75cm	屋内	
94	西神中央	⑤	G	③ホーム東	1,260,000	70cm	75cm	屋内	
95	西神中央	⑥	C	バスターミナル	1,180,000	117cm	75cm	屋外	
96	西神中央	⑦	C'	バスターミナル	1,290,000	117cm	75cm	屋外	
	西神中央	⑧	－	バスターミナル	1,040,000				

【三宮・花時計前駅】－（住所）神戸市中央区御幸通8丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
97	三宮・花時計前	①	B	売店前	1,060,000	117cm	75cm	屋内	廃止
98	三宮・花時計前	②	B'	売店前	1,110,000	117cm	75cm	屋内	
99	三宮・花時計前	③	B''	売店前	910,000	117cm	75cm	屋内	
	三宮・花時計前	④	－	売店前	560,000				
100	三宮・花時計前	⑤	B	大丸方面出口	1,710,000	117cm	75cm	屋内	
101	三宮・花時計前	⑥	B'	大丸方面出口	2,390,000	117cm	75cm	屋内	
102	三宮・花時計前	⑦	B''	大丸方面出口	1,080,000	117cm	75cm	屋内	
103	三宮・花時計前	⑧	B	駅務室東	440,000	117cm	75cm	屋内	
104	三宮・花時計前	⑨	B'	駅務室東	710,000	117cm	75cm	屋内	
105	三宮・花時計前	⑩	B''	駅務室東	440,000	117cm	75cm	屋内	
	三宮・花時計前	⑪	－	駅務室東	230,000				
106	三宮・花時計前	⑫	F	改札内	1,020,000	140cm	75cm	屋内	

【旧居留地・大丸前駅】－（住所）神戸市中央区三宮町2丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
107	旧居留地・大丸前	①	B	大丸方面通路	750,000	117cm	75cm	屋内	
108	旧居留地・大丸前	②	B'	大丸方面通路	530,000	117cm	75cm	屋内	
109	旧居留地・大丸前	③	B''	大丸方面通路	960,000	117cm	75cm	屋内	
110	旧居留地・大丸前	④	H	三宮方面通路	新規	117cm	75cm	屋内	

【みなと元町駅】－（住所）神戸市中央区栄町通4丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
111	みなと元町	①	B	駅務室横	150,000	117cm	75cm	屋内	
112	みなと元町	②	B'	駅務室横	490,000	117cm	75cm	屋内	
113	みなと元町	③	B''	駅務室横	430,000	117cm	75cm	屋内	

【ハーバーランド駅】－（住所）神戸市中央区東川崎町1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
114	ハーバーランド	①	A	改札内	660,000	117cm	75cm	屋内	
115	ハーバーランド	②	A'	改札内	750,000	117cm	75cm	屋内	
116	ハーバーランド	③	B	駅務室前	670,000	100cm	75cm	屋内	
117	ハーバーランド	④	B'	駅務室前	510,000	100cm	75cm	屋内	
118	ハーバーランド	⑤	B''	駅務室前	740,000	100cm	75cm	屋内	

【中央市場前駅】－（住所）神戸市兵庫区中之島1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
119	中央市場前	①	H	出口2方面通路	新規	117cm	75cm	屋内	
120	中央市場前	②	B	出口1方面通路	300,000	117cm	75cm	屋内	
121	中央市場前	③	B'	出口1方面通路	670,000	117cm	75cm	屋内	
122	中央市場前	④	B''	出口1方面通路	490,000	117cm	75cm	屋内	
123	中央市場前	⑤	C	地上EV横	450,000	117cm	66cm	屋外	
124	中央市場前	⑥	C'	地上EV横	360,000	117cm	66cm	屋外	

【和田岬駅】－（住所）神戸市兵庫区上庄通2丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
125	和田岬	①	B	駅務室西	1,130,000	117cm	75cm	屋内	
126	和田岬	②	B'	駅務室西	1,100,000	117cm	75cm	屋内	
127	和田岬	③	B''	駅務室西	1,610,000	117cm	75cm	屋内	
	和田岬	④	—	駅務室西	640,000				廃止

【御崎公園駅】－（住所）神戸市兵庫区浜中町1丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
128	御崎公園	①	B	西駅務室横	370,000	117cm	75cm	屋内	
129	御崎公園	②	B'	西駅務室横	320,000	117cm	75cm	屋内	
130	御崎公園	③	B''	西駅務室横	400,000	117cm	75cm	屋内	
131	御崎公園	④	B	東改札前	740,000	117cm	75cm	屋内	
132	御崎公園	⑤	B'	東改札前	650,000	117cm	75cm	屋内	
133	御崎公園	⑥	B''	東改札前	320,000	117cm	75cm	屋内	

【苅藻駅】－（住所）神戸市長田区浜添通5丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
134	苅藻	①	B''	改札前	320,000	117cm	75cm	屋内	
135	苅藻	②	B'	改札前	540,000	117cm	75cm	屋内	
136	苅藻	③	B	改札前	820,000	117cm	75cm	屋内	

【駒ヶ林駅】－（住所）神戸市長田区庄田町4丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
137	駒ヶ林	①	B	駅務室横	350,000	90cm	75cm	屋内	
138	駒ヶ林	②	B'	駅務室横	620,000	90cm	75cm	屋内	
139	駒ヶ林	③	B''	駅務室横	新規	90cm	75cm	屋内	

【海岸線新長田駅】－（住所）神戸市長田区若松町4丁目

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売実績	大きさ (横幅) (奥行)		屋内・屋外の 別	特記事項
140	新長田(海岸線)	①	H	西神山手線方面通路	新規	117cm	75cm	屋内	
141	新長田(海岸線)	②	B	改札前	530,000	117cm	75cm	屋内	
142	新長田(海岸線)	③	B'	改札前	650,000	117cm	75cm	屋内	
143	新長田(海岸線)	④	B''	改札前	540,000	117cm	75cm	屋内	
144	新長田(海岸線)	⑤	A	EV横(改札内)	730,000	117cm	75cm	屋内	
145	新長田(海岸線)	⑥	A'	EV横(改札内)	580,000	117cm	75cm	屋内	

※1 H27.4に設置場所を東6番出口付近から現在の場所に変更しています。

入札に関するグループ番号表

(単位:円 税込)

【グループ番号A及びA'】(計36台(18台×2))

※注意事項 グループA・A' は設置場所の隣り合う18台×2を1つのグループとします。

申込は「グループA」として申込まいただき、入札の際は18台分の月額賃料を記載ください。

入札者のうち入札額1・2位の入札者を設置者として選定し、

順位に従ってAかA' を選択していただきます。

	駅名	配置図 番号	グループ 番号	場所	容器回収箱 管理	販売金額(月額)	備考
1	新神戸	①	A	南出口	A	590,000	
2	新神戸	②	A'	南出口		940,000	
3	新神戸	③	A	売店東側	A	500,000	
4	新神戸	④	A'	売店東側		490,000	
7	三宮(西)	①	A	宝くじ売場西側	A'	1,880,000	
8	三宮(西)	②	A'	宝くじ売場西側		1,100,000	
14	三宮(東)	⑧	A'	西神行きホーム東	A	6,700,000	
15	三宮(東)	⑨	A	西神行きホーム東		6,430,000	
16	県庁前	①	A	売店西側	A	380,000	
17	県庁前	②	A'	売店西側		510,000	
21	大倉山	①	A	西出口1	A'	1,350,000	
22	大倉山	②	A'	西出口1		600,000	
23	大倉山	④	A	西出口2	A'	520,000	
24	大倉山	⑤	A'	西出口2		460,000	
27	湊川公園	①	A	西口	A	700,000	
28	湊川公園	②	A'	西口		600,000	
29	湊川公園	④	A	東口	A	630,000	
30	湊川公園	⑤	A'	東口		450,000	
32	上沢	①	A	駅務室西	A	310,000	
33	上沢	②	A'	駅務室西		350,000	
36	長田	①	A	売店横	A	440,000	
37	長田	②	A'	売店横		890,000	
39	新長田	①	A	改札外東	A	360,000	
40	新長田	②	A'	改札外東		690,000	
43	板宿	①	A	改札外北	A'	740,000	
44	板宿	②	A'	改札外北		830,000	
46	妙法寺	①	A	不二家横	A'	2,300,000	
47	妙法寺	②	A'	不二家横		2,020,000	
52	名谷	①	A	売店横	A'	1,430,000	
53	名谷	②	A'	売店横		2,740,000	
59	名谷	⑧	A	改札内	A'	1,960,000	
60	名谷	⑨	A'	改札内		1,200,000	
114	ハーバーランド	①	A	改札内	A'	660,000	
115	ハーバーランド	②	A'	改札内		750,000	
144	新長田(海岸線)	⑤	A	EV横(改札内)	A'	730,000	
145	新長田(海岸線)	⑥	A'	EV横(改札内)		580,000	

43,810,000

グループA合計 21,910,000

グループA'合計 21,900,000

グループ番号A及びA' 最低貸付価格(月額・税抜)

638,800

【グループ番号B、B' 及びB''】(計54台(18台×3))

※注意事項 グループB・B'・B''は設置場所が3台横並びの18台×3を1つのグループとします。

申込は「グループB」として申込まいただき、入札の際は18台分の月額賃料を記載ください。

入札者のうち入札額1・2・3位の入札者を設置者として選定し、

順位に従ってB、B'、B''のいずれかを選択していただきます。

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	容器回収箱 管理	販売金額(年額)	備考
54	名谷	③	B	売店横		2,080,000	ゴミ箱管理は隣のグループAが行うこと しますが、追加のゴミ箱が必要な場合はグ ループBが設置・管理することとします。
55	名谷	④	B'	売店横	B	1,540,000	
56	名谷	⑤	B''	売店横		2,550,000	
67	総合運動公園	②	B'	北出口1		910,000	
68	総合運動公園	③	B'	北出口1	B'	1,160,000	
69	総合運動公園	④	B	北出口1		1,010,000	
70	総合運動公園	⑤	B'	売店前		1,030,000	
71	総合運動公園	⑥	B	売店前	B'	1,660,000	
72	総合運動公園	⑦	B''	売店前		1,520,000	
73	学園都市	①	B	売店横		2,400,000	
74	学園都市	②	B'	売店横	B'	1,680,000	
75	学園都市	③	B''	売店横		2,200,000	
84	西神南	①	B	売店前		860,000	
85	西神南	②	B'	売店前	B''	1,340,000	
86	西神南	③	B''	売店前		1,130,000	
97	三宮・花時計前	①	B	売店前		1,060,000	
98	三宮・花時計前	②	B'	売店前	B''	1,110,000	
99	三宮・花時計前	③	B''	売店前		910,000	
100	三宮・花時計前	⑤	B	大丸方面出口		1,710,000	
101	三宮・花時計前	⑥	B'	大丸方面出口	B''	2,390,000	
102	三宮・花時計前	⑦	B''	大丸方面出口		1,080,000	
103	三宮・花時計前	⑧	B	駅務室東		440,000	
104	三宮・花時計前	⑨	B'	駅務室東	B''	710,000	
105	三宮・花時計前	⑩	B''	駅務室東		440,000	
107	旧居留地・大丸前	①	B	大丸方面通路		750,000	
108	旧居留地・大丸前	②	B'	大丸方面通路	B	530,000	
109	旧居留地・大丸前	③	B''	大丸方面通路		960,000	
111	みなと元町	①	B	駅務室横		150,000	
112	みなと元町	②	B'	駅務室横	B'	490,000	
113	みなと元町	③	B''	駅務室横		430,000	
116	ハーバーランド	③	B	駅務室前		670,000	
117	ハーバーランド	④	B'	駅務室前	B''	510,000	
118	ハーバーランド	⑤	B''	駅務室前		740,000	
120	中央市場前	②	B	出口1方面通路		300,000	
121	中央市場前	③	B'	出口1方面通路	B'	670,000	
122	中央市場前	④	B''	出口1方面通路		490,000	
125	和田岬	①	B	駅務室西		1,130,000	
126	和田岬	②	B'	駅務室西	B	1,100,000	
127	和田岬	③	B''	駅務室西		1,610,000	
128	御崎公園	①	B	西駅務室横		370,000	
129	御崎公園	②	B'	西駅務室横	B	320,000	
130	御崎公園	③	B''	西駅務室横		400,000	
131	御崎公園	④	B	東改札前		740,000	
132	御崎公園	⑤	B'	東改札前	B	650,000	
133	御崎公園	⑥	B''	東改札前		320,000	
134	苅藻	①	B'	改札前		320,000	
135	苅藻	②	B'	改札前	B''	540,000	
136	苅藻	③	B	改札前		820,000	
137	駒ヶ林	①	B	駅務室横		350,000	
138	駒ヶ林	②	B'	駅務室横	B'	620,000	
139	駒ヶ林	③	B''	駅務室横		新規	
141	新長田(海岸線)	②	B	改札前		530,000	
142	新長田(海岸線)	③	B'	改札前	B	650,000	
143	新長田(海岸線)	④	B''	改札前		540,000	

50,620,000

17,030,000

グループB合計

グループB'合計

グループB''合計

17,040,000

16,550,000

(B''は駒ヶ林含まず)

グループ番号B、B' 及びB'' 最低貸付価格(月額・税抜)

492,100

【グループ番号C及びC'】(計12台(6台×2))

※注意事項 グループC・C'は設置場所の隣り合う6台×2を1つのグループとします。
 申込は「グループC」として申込まいただき、入札の際は6台分の月額賃料を記載ください。
 入札者のうち入札額1・2位の入札者を設置者として選定し、
 順位に従ってCかC'かを選択していただきます。

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	容器回収箱 管理	販売金額(年額)	備考
48	妙法寺	③	C	北側バスターミナル	C	890,000	
49	妙法寺	④	C'	北側バスターミナル		560,000	
57	名谷	⑥	C	北出口	C'	1,480,000	
58	名谷	⑦	C'	北出口		1,890,000	
79	学園都市(バス)	⑦	C	バスターミナル	C	930,000	
80	学園都市(バス)	⑧	C'	バスターミナル		700,000	
88	西神南(バス)	⑤	C	バスターミナル	C'	400,000	
89	西神南(バス)	⑥	C'	バスターミナル		570,000	
95	西神中央	⑥	C	バスターミナル	C	1,180,000	
96	西神中央	⑦	C'	バスターミナル		1,290,000	
123	中央市場前	⑤	C	地上EV横	C'	450,000	
124	中央市場前	⑥	C'	地上EV横		360,000	

10,700,000

グループC合計 5,330,000
 グループC'合計 5,370,000

グループ番号C及びC' 最低貸付価格(月額・税抜) 156,000

【グループ番号D】(3台)

※グループDは災害等発生時に自動販売機の飲料を出すことができる販売機を設置することとします。

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売金額(年額)	備考
9	三宮(東)	③	D	売店西側	2,510,000	
61	名谷	⑩	D	改札横	1,180,000	
90	西神中央	①	D	東出口階段横	3,870,000	

7,560,000

グループ番号D 最低貸付価格(月額・税抜) 220,500

【グループ番号E】(3台)

※グループEはPiTaPa決済が可能なICカード対応の自動販売機を設置することとします。

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売金額(年額)	備考
10	三宮(東)	④	E	売店南側	3,350,000	
35	上沢	④	E	改札内	1,130,000	
82	伊川谷	②	E	改札内西行階段前	870,000	

5,350,000

グループ番号E 最低貸付価格(月額・税抜) 156,000

【グループ番号F】(22台)

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売金額(年額)	備考
6	新神戸	⑥	F	三宮行きホーム	2,210,000	H27.4以前は東6番出口付近に設置
11	三宮(東)	⑤	F	喫茶店前通路	4,090,000	
13	三宮(東)	⑦	F	西神行きホーム東	4,790,000	
20	県庁前	⑦	F	西行ホーム	2,080,000	
26	大倉山	⑦	F	ホーム	1,650,000	
31	湊川公園	⑥	F	ホーム	2,870,000	
34	上沢	③	F	改札前	560,000	
38	長田	③	F	改札内	1,490,000	
42	新長田	⑥	F	ホーム西	2,430,000	
45	板宿	③	F	ホーム	2,550,000	
51	妙法寺	⑦	F	東行ホーム東	2,620,000	
62	名谷	⑪	F	東行ホーム西	3,260,000	
63	名谷	⑫	F	西行ホーム西	1,560,000	
66	総合運動公園	①	F	改札内	1,160,000	
77	学園都市	⑤	F	東行ホーム東	3,780,000	
78	学園都市	⑥	F	西行ホーム西	800,000	
83	伊川谷	④	F	改札外エレベータ横	590,000	
87	西神南	④	F	ホーム東	2,850,000	
91	西神中央	②	F	改札内	4,540,000	
92	西神中央	③	F	携帯ショップ横	2,780,000	
93	西神中央	④	F	①②ホーム東	1,540,000	
106	三宮・花時計前	⑫	F	改札内	1,020,000	
					51,220,000	

グループ番号F 最低貸付価格(月額・税抜) 1,493,900

【グループ番号G】(8台)

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売金額(年額)	備考
5	新神戸	⑤	G	谷上行きホーム	1,330,000	
12	三宮(東)	⑥	G	西神行きホーム西	3,920,000	
19	県庁前	⑥	G	東行ホーム	1,270,000	
50	妙法寺	⑥	G	東行ホーム西	1,740,000	
64	名谷	⑬	G	西行ホームエスカ前	660,000	
65	名谷	⑭	G	東行ホーム東	2,050,000	
76	学園都市	④	G	東行ホーム西	1,850,000	
94	西神中央	⑤	G	③ホーム東	1,260,000	
					14,080,000	

グループ番号G 最低貸付価格(月額・税抜) 410,600

【グループ番号H】(7台)

	駅名	配置図 番号	グルー プ番号	場所	販売金額(年額)	備考
18	県庁前	⑤	H	改札内	新規	
25	大倉山	⑥	H	改札内	新規	
41	新長田	⑤	H	西出口	新規	
81	伊川谷	①	H	改札内東行階段前	新規	
110	旧居留地・大丸前	④	H	三宮方面通路	新規	
119	中央市場前	①	H	出口2方面通路	新規	
140	新長田(海岸線)	①	H	西神山手線方面通路	新規	

グループ番号H 最低貸付価格(月額・税抜) 160,000

【 問 い 合 わ せ 先 】

神戸市交通局

営業推進課

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1

電話078-322-5959(直通)

FAX078-322-6183